

山形市個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催の日時及び場所

令和4年8月3日（水）午前10時から正午まで

山形市役所7階 701AB会議室

2 出席者

(1) 委員 10名

遠藤委員、中島委員、阿部委員、植田委員、加納委員、齋藤委員、清石委員、豊岡委員、
細谷委員、向田委員

(2) 事務局 4名

山口市民生活部長、佐々木市民相談課長、鈴木市民相談係長、有路主任

(3) 報告事項説明員 2名

杉本市民課長、大坂住民登録係長

3 傍聴者

0名

4 議 題

(1) 令和3年度山形市住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告）

(2) 個人情報保護制度の見直し等の考え方について

(3) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

(4) 個人情報取扱事務の届出について（報告）

(5) その他

5 提出された資料の名称

資料1 山形市住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

資料2 個人情報保護制度の見直し等の考え方について

資料3 個人情報保護制度の運用状況について

資料4 個人情報取扱事務の届出について

6 会議

1 開会

2 部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 審議等経過

(1) 山形市住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告）

【 内容報告 】

※ 報告事項説明員から資料1に基づき報告

【 質疑応答 】

委員 資料1①の表の右側に「個人番号」とあるが、これはマイナンバーのことかと思う。

住民本人からの請求により変更となったものが11件あるが、これは何か。

報告事項説明員 マイナンバーカードを紛失し、再発行する際に番号を変更したいということで請求があったものである。

委員 職権で変更する場合はどういうものなのか。

報告事項説明員 具体的なケースが近年無いため、明確な回答は出来ないが、通常では起きえない事態が発生した場合に職権で変更出来ることになっていると思われる。

委員 職権で変更する場合、本人へ事前に通知することはあるのか。

報告事項説明員 必要な状況が出てくれば、通知等、本人とのやり取りはしなければならないと想定している。

(2) 個人情報保護制度の見直し等の考え方について

※ 事務局から資料2に基づき説明

【 質疑応答 】

委員 資料2-2(4)について、前回の審議会の諮問事項であったAIケアプラン作成による事業者への情報の提供は③に該当する理解でよいか。

事務局 提供する情報は「匿名加工情報」ではなく、市としては復元が可能であるため、「個人情報」であり、AIケアプランの作成の為に利用するというように利用目的を特定し、利用目的以内の利用とする扱いで可能ではないかと考えている。

委員 同意をとっていないのであれば、AIケアプランの作成の為に利用目的を特定しているという解釈は無理があるように思える。目的以外の提供として前回の諮問事項となっているので、匿名加工情報の提案の募集制度を用いるというのが正しいと思う。

委員 提案の募集制度に係る利用目的の審査基準というものは、どこかに定めてあるのか。

事務局 改正法第114条に審査基準が定めてある。いずれにせよ、現在提供している情報について再度提供を行う際は、改正法の施行により現在の条例が廃止され提供する根拠がなくなることになるため、一旦考え方を改める必要があると思われる。提供する情報が現在と同様の情報でよいか、変えたほうがよいか等検討していく。

委員 国のガイドラインで提供等の基準について示されていくと思うので、それを見ながら判断していくのがいいと思う。

委員 審議会の設置は任意であるが、山形市は設置していく方向であると伺った。保護委員会によると、個人情報の取扱いについて典型的に審議会の諮問事項とすることは許容されないとされている。何年前か前、病院と自治体のシステムのオンライン結合や、優生保護法による手術を受けた方の情報を県に提供すること等を諮問いただいたと思うが、こういったことができなくなるという理解でよいか。また、運用状況の報告についてはどうなるのか。

事務局 オンライン結合基準は、山形市では平成30年の時に諮問事項から除かれている。また優生保護法については、要配慮個人情報の提供ということで諮問したが、改正法では要配慮個人情報の取扱いは通常の個人情報の取扱いと同じである。通常の個人情報の提供は、地方自治法第2条第2項に基づいて行う事務であれば提供してよいとなっており、そこに当てはめることが可能だと保護委員会にも確認を取っている。

運用状況の報告については、変わらず行っていききたいと思うが、どこまで報告を行うのか、報告の方法はどうするのか等は検討していきたい。

委員 条例の改廃が必要ということだが、かなりスリム化するということでよいか。

事務局 今よりも条文は減ると思われるが、予想がつかない状況である。

委員 資料2-2(2)の開示決定までの期限だが、改正法の期限よりも短縮して問題無いか。事務作業量の都合で延長している場合が多ければこの機会に期限を30日にすることも考えられるが、現在の状況はどうか。

事務局 昨年度の開示請求の件数は13件で、延長したものは1件だった。特に期限については問題ないと考えている。

委員 資料2-2(3)の手数料だが、写しの作成費用や郵送料がその中に含まれているのか、それとも手数料とは別に徴収してよいということなのか、考え方はどちらか。

事務局 保護委員会に確認したところ、郵送料及び写しの作成費用を手数料ではなく、実費として徴収してよいとの回答があった。

委員 法律の規定を見ると、手数料には実費も含むというようにも見える。「手数料は無料である」と条例に定めると、そちらも無料なのかなと思われてしまうかもしれない。新条例に「手数料は無料とするが、実費はかかる」とする等、手数料の考え方を実費を含むものとするのか、あくまで人件費等のみで実費は含まないものとするのかを規定の際に整理しておいた方がよいと思う。

事務局 もう一度、手数料の考え方について確認させていただく。

委員 審議会の設置と諮問を継続するということで、委員としては、個人情報の管理を行う上で良いと思っている。諮問できる事項について、「特に必要と認める場合」のよう

なものを追加することはできないか。市側としても、市民の個人情報保護の観点からも専門家に意見を求められる場があった方がよい。諮問自体に拘束力はないので、必要な時に審議会に聴けるような規定を作ったらどうか。

事務局 他の審議会では、諮問としてではなく、参考として委員の方から意見をもらうこともある。同じように意見を伺う規定を新条例に盛り込むことができないか、保護委員会や他市町村への聞き取り等の調査を行い、検討してみる。

委員 山形市では諮問の基準は作ってあるのか。条例の改廃については諮問すると決まっているようだが、その他の事項については、基準が無いと諮問できないということがあり得る。

事務局 それぞれの審議会の設置条例の中で、諮問できる事項は定められている。「その他市長が定めるもの」という事項を入れているところもある。他の審議会では、委員から意見を聴きたい時のためにどのような事項を定めているのか、事務局で確認させていただきたい。

委員 市民の声を聴くという事も大事だが、法律で認められていないのであれば出来ないので、そこは慎重に検討する必要がある。

委員 宗教団体は資料2-1の図の中のどれに当たるか。提案の募集の申し込みをすることはできるのか。

事務局 民間事業者と認識している。提案の募集の際には、通常どおり申込・審査・提供をする流れになると思われるが、詳しく調査していない。なお、宗教法人の個人情報の取扱いについては、改正法57条に適用除外がある。

委員 開示請求の手数料の規定に関する件だが、「実費」、「費用」、「手数料」と色々な言葉があるため、わかりにくくなっている。条例規定の際には改正法と言葉を揃えることで整理がしやすくなると思うので、検討していただきたい。

事務局 ご意見を踏まえて検討していく。

事務局 資料に無い部分について説明させていただくが、国から示された条例案を踏まえ、委員の罷免や委員の政治的行為の禁止といった事項を新条例に追加していきたい。

委員 審議会の役割という部分もあるため、条例案を委員へ提示してもらうのは可能か。

事務局 条例は法令審査会の審査及び議会の議決を経てから公開することとなるため、事前に条例案の提示はできないが、骨子のようなものであれば提示できる。

委員 それをお願いしたい。

会長 他に意見は無いか。無ければ、この意見を求める事項について承認ということではないか。

(異議なし)

会 長 承認いただいたが、答申の作成についてはどうするか。

委 員 会長・副会長に一任でよいと思う。

会 長 では私と副会長に一任させてもらい、決めさせてもらうがよいか。

(異議なし)

会 長 ではその方向で答申について進めたい。

(3) 個人情報保護制度の運用状況について

(4) 個人情報取扱事務の届出について

【 内容報告 】

※ 事務局から資料3・4に基づき報告

【 質疑応答 】

委 員 資料4-2、P34の届出中、個人情報の記録項目に「納税額等」があるが、これは滞納状況を確認しているのか。また、「家庭状況」と「婚姻歴」も収集しているようだが、これは選定に当たって必要になるのか。

事務局 担当課に確認し、後ほど連絡させていただく。

委 員 届出を見ると印影が必要なものと必要ではないものがあるが、何か基準があるのか。

事務局 山形市として押印廃止に動いているが、給付金等の関係は印影が必要なものもある。

委 員 P41の子育て世帯支援特別給付金支給事務だが、個人情報の記録項目に「逮捕等その他の刑事事件に関する手続」がある。これはなぜ必要なのか。

事務局 申請は、親が子供を監護していることが要件なのだが、親が逮捕されており、親ではない人が申請をする際、その確認が必要なため収集している。

委 員 P40の届出で、電子計算機の結合の有無の部分に「サイボウズ株式会社・Kintone」という記載があったのだが、これは山形市がアプリケーションを作って利用しているというものか。

事務局 サイボウズ株式会社が作ったKintoneというアプリを使用し、事業者と山形市が情報の共有をしているということである。

委 員 他の届出にはこのような記載が無い。クラウドの仕組みを利用している事務は他に無いということか。

事務局 他の事務は外部の事業者や他市町村とこのようなアプリケーションを介してやり取りしているわけではないので、書いていない。

委 員 P40の届出の事務の目的に、「LINEを活用した」と書いてあるが、LINEで情報収集

はしないのか。オンライン結合先として記載しなくてよいのか。

事務局 LINE は情報発信のために活用されるものである。

委員 LINE で収集を行うのは委託業者の NPO 法人フローレンスであり、山形市が LINE を使って個人情報を収集しているわけではないので、この届出に記載するものではないと思う。

委員 P40の届出において、「信条」や「犯罪歴」を収集することとなっているが、これは問題ではないのか。担当課は、こどもの潜在化についてどのように考えているのか。積極的に聞かないと出て来ない情報まで収集するというのは要注意だと思う。

委員 積極的に山形市側が情報収集するのではなく、相談の中でこのような情報を収集する可能性があるということで記載しているのではないか。

事務局 収集する可能性がある情報を記載しているという理解でいる。

委員 人種も収集する可能性があるのではないか。

委員 担当課に聞かないと、どのような情報を取り扱っているかわからないため、ここで議論をしても難しいと思う。

事務局 担当課に確認し、精査を行いたい。

委員 「学歴」という記録項目がP36・40・43の届出に出てくるが、これは児童が在籍している学校という意味で記載しているということでよいか。

事務局 そのとおりである。

(5) その他

5 閉会